

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正について  
 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部を改正する条例  
 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例（平成3年藤沢市条例第18号）の一部を次のよ  
 うに改正する。

別表中 「

600円	1,400円
400円	900円
無料	無料

」 を 「

800円	1,800円
600円	1,300円
200円	400円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の宿泊施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の宿泊施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の利用料金について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。